

EF P取引及びEF S取引実施細則

E F P取引及びE F S取引実施細則

(目的)

第1条 本細則は業務規程第3条第6項の規定に基づき、E F P取引及びE F S取引に関し、必要な事項について規定する。

(対象とする現物取引における商品)

第2条 E F P取引の対象とする現物取引における商品は、次のとおりとする。

(1) エネルギー市場

- イ 「原油」にあつては、原油及び石油製品
- ロ 「ガソリン」にあつては、原油、ガソリン及びナフサ
- ハ 「灯油」にあつては、原油、灯油及びジェット燃料
- ニ 「軽油」にあつては、原油、軽油及びA重油
- ホ 「電力」にあつては、電力

(2) 中京石油市場

- イ 「ガソリン」にあつては、原油、ガソリン及びナフサ
- ロ 「灯油」にあつては、原油、灯油及びジェット燃料

(3) アルミニウム市場

「アルミニウム」にあつては、純度99.70%以上であつて、鉄分の含有率が0.20%以下及びシリコンの含有率が0.10%以下であるアルミニウム

2 E F S取引の対象とする現物取引における商品は、前項第1号及び第2号のとおりとする。

(利用可能対象者)

第3条 E F P取引は、当業者に限り行うことができるものとする。

2 E F S取引は、当業者又はスワップ取引（現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引をいう。以下同じ。）の契約を締結した業務規程第104条第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者に限り行うことができるものとする。

(事前申出)

第4条 前条に定める者がE F P取引又はE F S取引を行おうとするときは、当社が定める申出書をもって、事前に当社に申し出なければならない。

(申出枚数と現物取引の数量との関係)

第5条 申出枚数については、現物商品の数量を業務規程第18条において規定する取引単

位に換算した枚数の範囲内において、申出当事者間で合意した枚数とする。

2 前項の換算において、最小取引単位の50%を超える端数数量については、当該端数数量を最小取引単位とみなして申出することができるものとする。

(申出時間)

第6条 E F P取引及びE F S取引の申出時間は、午後4時15分から翌暦日午前5時30分まで（ただし、エネルギー市場の電力にあつては午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。

(呼値の単位)

第7条 業務規程第18条第3項のE F P取引及びE F S取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

(1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭
中京石油市場	ガソリン	10銭
中京石油市場	灯油	10銭
アルミニウム市場	アルミニウム	0.1銭

(2) 現金決済先物取引

イ 業務規程第18条第2項第1号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ロ 業務規程第18条第2項第2号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ハ 業務規程第 18 条第 2 項第 3 号に規定する商品
(商品市場) (上場商品構成品) (呼値の単位)
エネルギー市場 原油 10銭

ニ 業務規程第 18 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに規定する商品
(商品市場) (上場商品構成品) (呼値の単位)
エネルギー市場 電力 1銭

(法定帳簿の記載方法)

第 8 条 E F P 取引又は E F S 取引を行った取引参加者（業務規程第 6 条第 1 項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、E F P 取引又は E F S 取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第 9 条 E F P 取引又は E F S 取引を行った取引参加者は、E F P 取引又は E F S 取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(帳簿等の提出要求)

第 10 条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該 E F P 取引又は E F S 取引に係る書類等（現物取引及び現物取引の売買契約に付随するスワップ取引に係る書類を含む。）を提出させることができる。

(改廃)

第 11 条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成 20 年 12 月 1 日に施行する。

附則

第 1 条（目的）、第 2 条（申出時間）、第 5 条（申出種類）、第 6 条（申出枚数と現物取引の数量との関係）及び第 8 条（証明書類の保存）の変更規定は、平成 21 年 5 月 7 日に施行する。

附則

第4条（申出対象者）第1号及び第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成22年5月6日に施行する。

附則

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成22年10月12日に施行する。

附則

第4条（申出対象者）及び第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成23年8月1日に施行する。

附則

第4条（申出対象者）の変更規定は、平成23年10月18日に施行する。

附則

第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第2条（申出時間）、第5条（申出書類）、第6条（申出枚数と現物取引の数量との関係）及び第8条（証明書類の保存）の変更規定は、平成25年12月26日に施行する。

附則

第4条（申出対象者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第2条（申出時間）の変更規定は、平成26年7月22日に施行する。

附則

第4条（利用可能対象者）の変更規定は、平成27年4月1日に施行する。

附則

第3条（対象とする現物取引における商品）の変更規定は、平成27年4月20日に施行する。

附則

第1条 第6条（申出時間）及び第7条（呼値の単位）の新設規定、第3条（対象とする現物取引における商品）、第4条（利用可能対象者）、第5条（申出書）、第6条（申出枚数と現物取引の数量との関係）、第7条（法定帳簿の記載方法）、第8条（記録の保存）、第9条（調査及び帳簿等の提出要求）及び第10条（改廃）の変更規定並びに第2条（申出時間）の削るは、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第3条（利用可能対象者）、第7条（呼値の単位）、第8条（法定帳簿の記載方法）、第9条（記録の保存）及び第10条（調査及び帳簿等の提出要求）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第3条（利用可能対象者）及び第7条（呼値の単位）の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

第2条（対象とする現物取引における商品）及び第7条（呼値の単位）の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第2条（対象とする現物取引における商品）、第6条（申出時間）及び第7条（呼値の単位）の変更規定は、平成30年10月9日に施行する。

附則

第2条（対象とする現物取引における商品）、第6条（申出時間）及び第7条（呼値の

単位) の変更規定は、令和元年 9 月 17 日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月 1 日に施行する。

附則

本変更規定は、2020 年 7 月 27 日に施行する。